



4月1日より 児童手当制度が 拡充されました

児童手当制度の拡充に伴う手続きが必要ですが。

○対象年齢

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生までから、**小学校6年生まで**に拡充されます。

○所得制限の緩和

所得制限限度額は表のとおりです。

扶養親族の数	自営業者（国民年金加入者）	サラリーマン（厚生年金加入者）
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人以上	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算

（注）老人扶養親族があるときは1人につき6万円が加算されます。

新たに児童手当を受けられる児童の保護者は、市役所（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要です。

○小学校4年生の児童がいる保護者

現在児童手当を受給している保護者の方は、手続きをする必要はありません。

○小学校5年生または6年生の児童がいる保護者

新たに申請が必要となります。

5月中に手続きの案内を送ります。○これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者に、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は認定請求の手続きを行ってください。

〔申請に必要なもの〕

- ・申請書（市役所で用意しています。）
- ・健康保険被保険者証の写し（申請者が厚生年金・共済加入者の場合。）
- ・申請者名義の預金口座の分かるもの（郵便局は除く。）
- ・認印（スタンプ印は不可。）
- ・児童手当所得証明書（平成17年1月1日現在、高浜市に住民票がなかった方のみ。）

詳しくは、**こども育成グループ**に問い合せてください。

児童手当Q&A

Q1 申請を行う時期によって、支給される金額が変わりますか？

A1 児童手当制度の変更に伴い新たに申請を行う方は、9月末までに提出していただいた場合、特例的に4月分までさかのぼって支給が受けられます。10月以

降は申請の翌月からの支給となります。

Q2 小学校5年生の児童を持つ保護者です。以前に児童手当を受けていたときには、6月に「現況届」を出していました。今回は短期間に二度の申請を行うのでしょうか？

A2 今回、新たに手続きを行っていた方には「現況届」を兼ねた書類を提出していただきますので、一度で済みます。

Q3 児童手当を振り込む際、子ども名義の通帳に入金してもらえないでしょうか？

A3 申請者名義の通帳に限らせていただきます。

問合せ先 こども育成グループ

☎52-11111（内線362）



国民健康保険税 条例が一部 改正されました

4月13日に開催されました第1